

田布施町ふるさと寄附金事業協力企業募集要項

令和4年1月28日

1. 目的

ふるさと納税の促進と田布施町（以下「町」という。）の魅力や地元特産品等のPR等を行うため、町にふるさと納税をされた町外の人（以下「寄附者」という。）に対し、お礼の品として進呈する商品又はサービス（以下「商品等」という。）の提供に協力していただける企業（以下「協力企業」という。）の募集に関し、必要な事項を定める。

町は、令和4年1月1日時点において、ふるさと納税ポータルサイトとして『ふるさとチョイス』、『楽天ふるさと納税』、『さとふる』を利用している。

また、町は、ふるさと納税制度の効率的かつ充実した運用を図るため、下記4つの事業者（以下「委託事業者」という。）と協働で取り組むこととする。お礼の品について、協力企業より提供される商品等を基に、寄附者に一層喜ばれる商品等の提供や、効率的な運営、迅速で安心安全を考慮した商品等の手配、配送に取り組むこととする。

【委託事業者】

株式会社トラストバンク、楽天グループ株式会社、株式会社さとふる、株式会社新朝プレス

2. 応募の要件

応募するために必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 協力企業は、次のいずれの要件を満たす法人又は個人事業者とする。ただし、町が協力企業として適当でないと認めた場合は、これに応募することができないことがある。また、総務省からの通知等により取り扱いが変更されたときは、商品等として選定された商品等であっても、これを取り消すことができるものとする。

ア 町内に事業所があること。

イ 町税等の滞納がないこと。

ウ 代表者及び役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団の構成員等でないこと。

エ 町及び委託事業者の取引条件に対応が可能であること。

オ インターネットを介して受注情報を確認及び印刷等できる環境があること。

- (2) 商品等は、次のいずれの要件すべてに該当するものとする。ただし、町が商品等として適当でないと認めた場合は、これに応募することができないことがある。

ア 「ふるさと田布施」を懐かしんでいただける商品等や町のPRにつながるもの。

イ 町内で生産、製造若しくは加工された物又は町内で提供される体験等のサービスであること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること（期間限定や数量限定で供給することが可能なものは可。）。

エ 商品等が飲食物の場合は、商品到着後3日程度の賞味期限が保証できるものであること。

オ 町のホームページやふるさと納税ポータルサイト等で紹介するにあたり、商品情報（内容量、原産地、原材料、成分、賞味・消費・使用期限等）の開示ができるもの。

(3) 商品等の発注は、掲載するふるさと納税ポータルサイト毎に町又は委託事業者が買主となり、売主である協力企業に行う。よって、商品等の代金は町又は委託事業者から支払われる。

(4) 商品等の集荷及び配送は、町が指定する配送業者が行う。

注) 配送料の負担無し。町が配送業者に配送料を支払う。

注) 商品等の価格には、梱包費、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

3. 協力企業のメリット

協力企業のメリットは次の各号に示すとおりとする。

(1) 町のホームページやふるさと納税ポータルサイト等に商品等の画像・商品名、企業名等が掲載される。

(2) 町が作成するカタログに商品及び企業名等を掲載する（作成したカタログは、町役場庁舎等に設置するとともに、イベント等で配布する。）。

(3) 商品等発送時にパンフレット等を同封することで、自社商品のPRが可能。ただし、協力企業によるパンフレット等の送付は、商品等発送時の同封に限る。

4. 商品等発送の流れ

商品等の受注から発送の流れは次の各号に示すとおりとする。

(1) 寄附者からの申込情報に基づき、町及び委託事業者が受注・配送管理を行う。

(2) 町及び委託事業者より、協力企業へ商品等の準備依頼メールが送信される。

(3) 協力企業は、準備依頼メールを確認後、受注管理システムにインターネットを介して協力企業毎に割り当てられるIDでログインし依頼内容の詳細を確認する。

(4) 受注管理システム内で配送伝票発行手続きを行う。

(5) 配送業者のドライバーから配送伝票が届く。

(6) 商品等の準備をし、梱包した商品に伝票を貼る。

(7) 配送業者が協力企業の元へ集荷。

- (8) 配送業者が寄附者に対し商品等の配達を行う。
- (9) 町へ商品代金を請求する。(月末締め、翌月10日までに請求)
- (10) 町又は委託事業者より商品代金が支払われる。(翌月25日振込※土日祝の場合翌平日)

5. 募集期間

随時受け付けるものとする。

6. 応募方法

お礼の品として商品等の提供を行いたい法人又は個人事業主は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 田布施町ふるさと寄附金事業協力企業申込書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 応募する商品の写真(画像データ)及びパンフレット等

7. 協力企業の決定

応募の内容を審査し、申込内容や企業活動等を総合的に判断して、協力企業を決定し、その結果を当該申込み企業へ連絡する。また、町及び委託事業者等との間で取引条件の確認や商品等に関する詳細な打合せ等を行うこととする。

8. 個人情報の保護

協力企業は、個人情報の取り扱いについて、田布施町個人情報保護条例(平成12年10月1日制定条例第32号)及び関係法令を遵守すること。

注) 町から提供した寄附者の個人情報は、商品等の送付以外の目的に使用しないこと。

9. その他留意事項

その他留意事項は、次の各号に示すとおり。

- (1) 協力企業は、あらかじめ申込みした商品等を変更・辞退する場合や、商品等に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに報告すること。
- (2) 協力企業は、商品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるとともに、苦情内容について町へ報告すること。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は、一切責任を負わない。
- (3) 町は、協力企業の申込み内容に虚偽があった場合及び町に損害を及ぼす行為があった場合には、その資格を停止する。
- (4) 町は、協力企業又は商品等が本要項第2条2項に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがある。
- (5) 商品PRのため、協力企業が町へ提供した商品等の画像データを町のホームページやふ

るさと納税ポータルサイト、カタログ等に掲載する場合がある。

10. 附則

この要項は令和4年3月1日から施行する。

11. 申込・問合せ先

申込み及び問合せは次に示すとおりとする。

〒742-1592

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町役場 企画財政課 企画係 ふるさと寄附金担当

電話番号：0820-52-5803

FAX：0820-53-0140

E-mail kikaku@town.tabuse.yamaguchi.jp